

(平成21年2月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中央第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

厚生年金関係 10件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 28 日から 44 年 12 月 21 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については、脱退手当金が支給されているということを知ったが、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 10 か月後の昭和 46 年 10 月 14 日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人と同じ事業所の被保険者で、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できた者の被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示があるものの、申立人の被保険者名簿にはその表示が無く、申立人が記載されている被保険者名簿と同じページに記載されている「脱」表示の無い者で脱退手当金の支給を確認できる者はいないことを踏まえると、申立人に脱退手当金が支給されていたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 47 年 9 月 1 日まで
② 昭和 49 年 7 月 15 日から 50 年 9 月 1 日まで

社会保険庁から送付された年金記録のお知らせを確認したところ、申立期間が記録漏れであることに気づき、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、脱退手当金を受給していることを初めて知った。

しかしながら、脱退手当金の手続をした記憶も無いし、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印が無く、申立期間①に係る事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の生年月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されるところ、訂正されていない。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年8か月後の昭和53年5月23日に支給されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 25 日から 42 年 8 月 1 日まで
申立期間については脱退手当金を受給しているとのことであったが、脱退手当金をもらった記憶は無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、最初に就職した事業所で申立期間より長期間である5年以上の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 42 年 8 月の前後 2 年以内に資格喪失した女性のうち、連絡先が把握できた 3 名から、事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、いずれも事業主による代理請求はうかがえず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 12 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで
② 昭和 30 年 2 月 6 日から同年 4 月 18 日まで
③ 昭和 31 年 1 月 1 日から 41 年 2 月 8 日まで

65 歳になって、社会保険事務所へ行ったところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっていると言われたが、受け取っていないので、今回申立てを行った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③に係る事業所の厚生年金保険を申立人と同時期に資格喪失している者のうち、連絡先が把握できた3名の者から当該事業所における当時の脱退手当金の受給状況について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことはできず、そのうち2名の者は自分の意思で請求したと供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間後間もなくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難いとともに、申立人の夫が当時申立人から脱退手当金について相談された際、厚生年金保険は脱退しないよう助言したとの供述も不自然ではない。

さらに、申立期間①及び③の事業所の被保険者名簿は誤った名前で記載されており、申立人の年金記録の管理が適正に行われていない可能性がある。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申

立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年9月1日に、資格喪失日に係る記録を37年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から37年2月1日まで

社会保険事務所にA社に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、加入していた記録が無いとの回答であった。B社を退職し、C社に就職するまでの間にA社で勤務したことは間違いないので当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、上司及び同僚の供述並びにA社の業務内容及び就職・退職時の状況等に関する申立人の申立内容から判断して、昭和36年9月1日から37年2月1日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当時の店長、経理担当者及び同僚が、中途入社でも、入社時から正社員となり、厚生年金保険に加入していたと供述しており、申立人と同じ販売職の上司や同僚には入社時から厚生年金保険の加入記録が存在する。

さらに、申立人及び同僚が供述した当時の当該事業所の社員数と、社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数から、当時、当該事業所においては、すべての社員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、申立人と同じ月に入社した同僚の標準報酬月額が1万4,000円であることから、1万4,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は保険料を納付したか否かについて不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年9月から37年1月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 12 日から 45 年 1 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとのことであったが、私はもらった覚えが無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 2 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 11 日から 39 年 3 月 11 日まで
社会保険事務所で調査をしてもらったところ、申立期間について脱退手当金を受給したことになっているのが分かったが、支払を受けていないので申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の全ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 3 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 6 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも資格喪失日から約 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、そのうち連絡先が把握できた一人の者は、事業所に勧められて脱退手当金をもらったと思うと供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、昭和 39 年 3 月 13 日に脱退手当金の請求がなされたことが確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 39 年 4 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 11 月 1 日まで
② 昭和 21 年 11 月 1 日から 22 年 4 月 15 日まで
③ 昭和 22 年 10 月 3 日から 33 年 10 月 31 日まで

年金の請求手続のため社会保険事務所に行ったところ、申立期間について脱退手当金が支払われていると言われた。

しかしながら、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間を年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年10月の前後5年以内に資格喪失した者5名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、5名すべてについて脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の脱退手当金は昭和33年11月24日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、49年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかぬ上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 8 日から 40 年 1 月 1 日まで
② 昭和 45 年 9 月 25 日から 47 年 7 月 2 日まで

社会保険事務所に行つて初めて、申立期間については脱退手当金を受給していることになっているのを知つた。

しかしながら、私は昭和 40 年 12 月 1 日から 45 年 8 月 25 日までの厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受け取つたと思うが、申立期間については脱退手当金を受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るもの（1回目）と申立人が受給を認めている期間及び申立期間②に係るもの（2回目）の2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されるということは考え難い。

また、申立期間①については、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年1月の前後2年以内に資格喪失した者10名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間②については、社会保険庁の記録上、申立人が受給を認めている期間及び申立期間②は合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間について申立人は長男の出産に際して受給したと主張しており、長男の出生が昭和47年12月で、脱退手当金の支給決定は同年11月とおおむね支給時期は一致する上、支給決定されている記録上の支給額と申立人が受給したとする額もおおむね一致するなど、申立人から聴取しても、申立期間②を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

加えて、いずれの申立期間とも、申立人の被保険者名簿には脱退手当金を支給した旨が記載されている上、厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和40年3月3日及び約4か月後の47年11月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人が脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 13 日から 48 年 9 月 21 日まで
事業所を退職後、公共職業安定所で失業保険の手続を行った際に社会保険事務所にも行くように言われたため出向いたところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとの説明であった。

しかし、これは事業所が私に何の連絡もせず、一方的に手続したもので、納得ができないため善処してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金の受給を認めている上、現在も脱退手当金の支給に係る厚生年金保険脱退手当金支給決定通知書を所持しており、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したことは明らかである。

また、脱退手当金の支給については、申立人の脱退手当金裁定請求書の提出に基づきなされたもので、脱退手当金裁定何が適正に作成されているなど一連の事務処理に不自然な点はなく、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないものと認める余地は無い。

なお、申立人は、脱退手当金の受給を認めながら、事業所が行った脱退手当金の請求手続を了解していないと主張して記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当時脱退手当金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の要否を判断するものであり、申立人は、受給したことを認めながら、記録の訂正を求めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 2 月 1 日から 28 年 2 月 2 日まで
申立期間の脱退手当金については、受給申請した覚えも受け取った覚えも全く無い。脱退手当金を受給していないことを認めてもらい、正しい記録で通算老齢年金として支払ってもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は昭和 29 年 5 月 27 日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 9 月 18 日まで
社会保険事務所によると申立期間は、脱退手当金が支給されているとのことだが、受け取った記憶も手続をした記憶も無いので、脱退手当金の支給記録について再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿には、脱退手当金が支給されたことを示す表示が記されているとともに、支給日や支給金額に加えて支給の根拠となる該当条文などの具体的な記載がある上、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 1 日から 28 年 1 月 27 日まで
② 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 5 月 9 日まで
③ 昭和 29 年 6 月 21 日から 30 年 5 月 22 日まで
④ 昭和 30 年 6 月 22 日から 32 年 1 月 12 日まで
⑤ 昭和 32 年 1 月 30 日から 36 年 9 月 21 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金として支給済みとのことであったが、私は受け取っていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 36 年 9 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 11 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、資格喪失日から約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者記号番号払出簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 12 月 26 日に支給決定されているほか、被保

険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年7月22日から33年10月5日まで
② 昭和34年10月12日から36年4月16日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることを知った。
しかしながら、私は脱退手当金を受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和36年6月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は当初の申立てにおいて、申立期間①を申立期間に含めておらず、その理由として「退職時に厚生年金の一時金を頂いたのでその時のことははっきりと覚えています。」と自ら書面に記載しており、申立期間①の脱退手当金の受給を明らかに認めていたところ、その後、申立期間①を含めて申し立てるに至ったが、その理由も曖昧あいまいで不自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の脱退手当金は昭和36年6月9日に支給決定されているが、当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 10 月 1 日まで
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の期間照会をしたところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとのことであったが、私は脱退手当金を受け取っていないので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和40年3月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。